

建築士法 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書記載事項は事実に相違ありません。

群馬県知事 へ

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所（群馬県）知事登録第 号

事務所名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告事業年度				
始期	—	平成 令和	年 月 日	
終期	—	平成 令和	年 月 日	

(第三面)

所属建築士名簿

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は、木造建築士の別及び管理建築士である場合に あつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士、木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造一級建築士・設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造一級建築士証又は一級建築士証の交付番号	建築士法第22条第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれの直近のものを受けた年月日
		計			一級建築士 _____名 二級建築士 _____名 木造建築士 _____名 構造設計一級建築士 _____名 設備設計一級建築士 _____名		

